

精神保健当番弁護士制度六周年記念シンポ

—福岡からの新しい風—

精神保健委員会 宇治野みさる

3月6日（土）午後二時から、西日本新聞会館国際ホールにて、精神保健当番弁護士制度六周年記念シンポが「精神障害者の人権保障と社会復帰促進の課題と展望」と題して開催されました。

精神保健援助活動と名称して始められたこの活動は、いつしか精神保健当番弁護士制度と名称変更され、精神医療審査会の代理人活動については、刑事の当番弁護士制度に先んじて国からの財政的な援助がなされる可能性が大となっている状況です。

今回は、特別講演として、朝日新聞論説委員で、厚生省公衆衛生審議会精神保健部会委員でもある大熊由起子さんから、「二一世紀に向けた精神保健福祉政策の課題と展望」副題「福岡からの新しい風」をテーマにお話しを頂きました。大熊さんは、福祉全般そして障害者対策についても造詣が深く、「福祉が変わる、医療が変わる」「寝たきり老人のいる国、いない国」などの著書も書いておられます。

講演の内容は、高齢者、障害者の福祉の実態について諸外国の統計的な資料を分析したものの紹介を含め、日本の福祉が如何に立ち後れているのかが浮き彫りにされ、障害者がどのように取り扱われているかが、その国の福祉度の目安となるという明確な提言がなされるといったものでした。

そして、日本の精神医療が抱えている、精神障害者が治療の必要性からではなく、家族の受入れや社会的な施設の欠如から入院を余儀なくされている社会的入院の問題についても、まさに社会全体の問題であることなどが指摘されました。

講演の中では、施設内で拘束されている痴呆の老人の姿や、寝たきり老人が十分なケアを受けて車椅子を利用して生き生きと社会的な接触が可能になるまでに状態が変化したスライドが紹介されるなど極めて感動的なものでした。

大熊さんは、患者の権利の問題にも関心を持っておられ、社会的な現象を人権という側面から把握しながら分析していく姿勢を貫かれておられることが伝わってきました。大熊さんは、講演の締めくくりとして、福岡県弁護士会の活動に敬意を表して、副題につけて頂いた「福岡からの新しい風」を全国に広めて頂きたいという熱いメッセージを残して下さいました。

後半のパネルディスカッションでは、大熊由起子さんに加え、大阪から大阪精神医療人権センターの事務局長である山本深雪さん、元福岡県精神医療審査会委員でもある久留米の聖ルチア病院の院長山口栄一さん、同じく元福岡県精神医療審査会委員の当会会員松岡肇をパネリストとして、「精神障害者の人権保障・社会復帰の促進のための課題と専門家の役割」をテーマにディスカッションをしました。

大阪の精神保健人権センターの山本深雪さんからは、センターの活動の内容や活動の抱

える問題点などが詳細に報告され、その中でそれぞれの専門家が役割分担しながらできることをできるだけ行って協力し合っていけば良いという視点が明らかとなりました。

精神医療審査会が抱える問題についても、医療委員の経験のある山口さんと法律家委員の松岡会員から十分な指摘がなされました。

ところで、当日コーディネーター役の八尋光秀会員がインフルエンザで三九度近い高熱を出しており、ほとんど頭が働かない状態であったため、ディスカッションはディスカッションの態をなさずに、パネリストが自分の立場で言いたいことだけ言うという状態になった観はありましたが、変にコウディネイトされなかったお陰で、各パネリストの立場からの問題点の指摘がより鮮明になされたように思いました。

また、会場から参加した医師が、精神病の患者が刑事事件を起した場合には当該患者が通院していた精神病院が社会的に責任を問われる事態が起きるなど、医者は患者の退院について慎重にならざるをえない現状があるなど現場の悩みが出された際に、八尋光秀会員がいつもの温和な態度とは打って替わったように、そのような事案で精神病院の法律的責任が認められたことは今までなかった、法律的な責任を問われない以上は退院させるべきであると一刀両断に切り捨てたことを受けて、発言した医師が法律的な責任ではなく社会的な責任を追及される現状を問題にしていると反論して、これまでのシンポではなかったような白熱した論議が繰り広げられました。

シンポ後の懇親会は、出席者が16名で、この論戦を張った医師も含め半数が医者というメンバーで和気あいあいと執り行われました。発足当時は、敵対的ともいえる精神科医師たちとの関係が、極めて良好なものに変化していることを感じ、6年に亙るこの活動の成果であろうと感無量でした。

厚生省から予算措置を受けて、継続研究を行っている厚生科学研究も二年目を終わろうとしています、三年目も予算が下りそうな勢いです。

登録弁護士数も確実に増化して、発足当時何時まで続くだろうかと危ぶまれたことが嘘のように、名古屋、京都、広島、岡山などの各弁護士会がこの制度を発足させ、全国的な展開が期待できるまでとなっています。

平成11年10月の介護保険の導入や地域生活権利擁護制度の立ち上げなど高齢者、障害者に対する行政サイドの動きが活発となっている現在、高齢者・障害者問題に対する弁護士会としての対応が強く望まれています。

会員皆様の一層の協力をお願いします。